

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律 (平成26年法律第107号)の概要

今般成立した一般職給与法等の一部改正法に含まれている給与制度の総合的見直しの影響(注)を踏まえ、現行の支給水準の範囲内で、職員の公務への貢献度をよりの確に反映させるよう、措置を講ずる。

(注)国家公務員の退職手当支給水準は、概ね5年毎に官民の退職給付を比較して官民均衡を図っている。直近では平均▲14.9%の見直しを行い、本年7月から全面的に施行。

本年の給与制度の総合的見直し(給与全体の水準は維持した上で、俸給月額を引き下げ、地域手当等の各種手当を引き上げる)を実施した場合、俸給月額のみを算定基礎としている退職手当の支給水準が低下する(平均▲2.6%)こととなる。

概要

1 調整額の改定

- ① 退職した職員の退職前の職責(5年分)に応じて加算することとされている「調整額」を、以下のとおり改定する。

	(参考)標準的な官職	改正前 (月額)	改正後 (月額)
第1号区分	事務次官、外局の長官	79,200円	95,400円
第2号区分	局長、審議官	62,500円	78,750円
第3号区分	本省重要課長	54,150円	70,400円
第4号区分	本省課長、管区の長	50,000円	65,000円
第5号区分	本省重要室長、管区部長	45,850円	59,550円
第6号区分	本省室長、管区重要課長	41,700円	54,150円
第7号区分	本省重要補佐、管区課長	33,350円	43,350円
第8号区分	本省補佐、管区重要補佐	25,000円	32,500円
第9号区分	本省重要係長、管区補佐	20,850円	27,100円
第10号区分	係長	16,700円	21,700円

区分間の差額は
改正前と同じ

区分間の差額を
30%拡大

(注)これまで、第10号区分は勤続期間24年以下の退職者には支給しないこととしていたが、他の区分と同様、支給の対象とする。

退職手当は、基本額に調整額を加えて算出する。

基本額：退職日の俸給月額や勤続年数、退職理由等により算出

調整額：職責(級)に応じた加算額(退職した者の最も高い職責5年分に応じて加算)

- ② 特別職職員等の調整額について、一般職職員との均衡を図るため、「退職手当の基本額の百分の六に相当する額」を「退職手当の基本額の百分の八に相当する額」に改める。

2 施行期日

平成27年4月1日